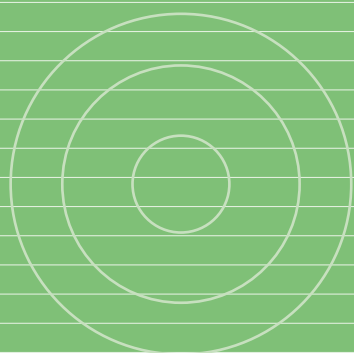


5 . 台 風 災 害 に 関 す る 課 題 ・ 対 応



5. 台風災害に関する課題・対応

【1】防災体制の見直し

平成16年の台風災害を受けて、自助・共助・公助の具体的役割及び実施すべき個別の対応について整理を行った。整理の概大規模災害への危機管理(減災)対策の骨格『地震・台風等の自然現象は避けられない。しかし、災害(地震、洪水、高潮、土砂災害など)を最小限度

要(骨格)については、以下の表のとおりである。

にくいとめることは可能である。』

住 民 災害に出会った場合に、自らの身は自らで守れる体制づくり	行 政	
	市 町 災害発生に的確に対応でき る地域づくり	県 災害に強い県土とネットワークづくり
常日頃から、「自助」、「共助」、「公助」が連携し、「災害を最小限 度にくいとめる」ために備え、点検を怠らない。(災害予防対策)		
<p><自らの身は自らで守る「自助」、地域住民が協力して地域を守る「共助」のためには、災害を他人事と考えずに、危機管理意識を持ち、それを行動に移す(備える)ことが必要></p> <p>身の回りの危険度を知り、「自助」に対する備えをしておく。 ・震災、洪水、土砂災害、高潮災害など自然災害ごとの特徴を知り、それに対する備えと、それに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ ・住宅等の耐震対策(耐震補強、家具の転倒防止対策等) ・初期消火に必要な用具の準備 ・情報収集手段(ラジオ等)の準備 ・最低3日分の食料・飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄と非常持ち出し品の準備 ・家族間での情報の共有と確認(避難場所、連絡方法等) ・自主防災組織の結成 ・防災訓練への参加</p> <p>自宅周辺や地域の危険度を知り、「共助」に対する備えをしておく。 ・地理的状況を把握した上で、災害の態様に応じた災害危険箇所の確認 ・災害の態様に応じた安全な避難所・避難路・避難方法等の確認 ・災害時要援護者の把握 ・地域住民の間での情報の共有と確認 ・防災訓練の実施 ・市町との連携強化</p>	<p>首長・職員の危機管理意識の高揚 ・研修、防災訓練 ・災害応急対策に対応する危機管理体制・基本的な防災対策の企画立案と見直し ・地域防災計画 ・東南海・南海地震防災対策推進計画 ・水防計画 住民の「自助」「共助」を促すための情報 ・住民の防災意識の啓発・高揚 ・学校での防災教育の推進 ・災害危険情報の提供 ・ハザードマップの作成・普及 ・自主防災組織の結成促進 災害にあったときの情報の収集・伝達(主 ・災害状況、住民の安否情報の確認方法 ・市町防災行政無線システム等の整備充実 災害にあったときの避難対策の整備 ・災害時要援護者(独り暮らし、高齢世帯、 実な避難計画・津波避難計画の作成 ・避難すべき区域や避難勧告等の判断基 ・災害の態様及び要援護者の実情に応じ 法等の確保・整備と周知徹底 ・住民の迅速・的確な行動に結びつける確 確保 ・災害時要援護者の把握と関係部局間、自 との間での情報の共有 災害にあったときの救助対策の整備 ・食料・飲料水・生活物資の備蓄と輸送体 ・救護病院の指定など医療救護体制の整 ・救助用資機材等の整備充実 ・消防力の充実強化 ・他市町との連携・協定 災害に備えた公共施設の点検・整備 ・計画的な耐震診断・改修の実施 ・地震・台風・高潮等対策のための公共施</p>	<p>組織の充実 提供と啓発 として住民への)体制の整備 等の整備 障害者等)も含めた住民の確 準の作成 た避難所・避難経路・誘導方 実な情報伝達方法の整備・ 主防災組織、福祉関係者等 制の整備 備 設の計画的な整備</p> <p>首長・職員の危機管理意識の高揚 ・研修、防災訓練 ・災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実 基本的な防災対策の企画立案と見直し ・地域防災計画 ・東南海・南海地震防災対策推進計画 ・水防計画 住民の「自助」「共助」や市町の災害予防対策を促すための情報提供と啓発 ・災害の特性や住民がとるべき行動についての啓発資材・教材の作成 ・県政出前懇談会の実施 ・災害体験施設の提供(防災センター) ・高潮等災害状況の記録と公表 ・災害危険情報の提供(津波・高潮浸水予測図や急傾斜地崩壊危険箇所・土石流 危険渓流・地すべり危険箇所の公表、土砂災害危険区域等の指定) ・自主防災組織の結成促進の支援や自主防災組織リーダーの育成 災害にあったときの情報の収集・伝達(主として市町への)体制の整備 ・防災情報員制度の整備 ・県防災行政無線システム、防災情報システム、震度情報システム、水防情報システム、 ヘリテレ情報システム等の整備充実 ・防災ヘリの整備充実 避難対策の整備についての市町への指導・支援 ・津波避難計画策定指針の作成 ・災害時の情報伝達手段の整備支援(避難情報伝達システムの構築の支援) 広域救助対策の整備と、市町への指導・支援 ・備蓄対策の全体調整と補完備蓄 ・広域救護病院の指定や医薬品等の確保体制など医療救護体制の整備 ・警察救出救助用資機材等の整備充実 ・緊急輸送路(道路、港湾、空港等)の指定 ・関係業界・団体との協力協定 ・市町間の応援調整 ・自衛隊との派遣協定、他県との広域連携協定 ・防災ヘリの整備充実 災害に備えた公共施設の点検・整備 ・計画的な耐震診断・改修の実施 ・地震・台風・高潮等対策のための公共施設の計画的な整備</p>

Section 5

住 民 災害に出会った場合に、自らの身は自らで守れる体制づくり	行 政		
	市 町 災害発生に的確に対応できる 地域づくり		県 災害に強い県土とネットワークづくり
災害にあったら、「自助」・「共助」・「公助」の連携により迅速に対応し、被害を最小限に食い止める。(災害応急対策)			
主体的な情報収集と、まずは、迅速・的確・冷静な避難行動と、地域での助け合いによって、自らの身は自らで守り、被害を最小限度で食い止める。(生命を守る最低限の行動を選択する。)	被害状況や住民の安否について、迅速・的確住民の迅速な避難活動を促すための的確・救助活動	な情報収集 迅速な情報提供(避難勧告等)	的確・迅速な情報収集 市町への情報提供 救助活動の補完
速やかな災害復旧の実施(災害復旧対策)			

自然災害(地震災害、風水害、土砂災害等)にあつた場合 において、速やかに県知事が行う主な災害応急対策(参考)

知事の主な役割(主として災害対策基本法から)	県地域防災計画で示した具	体的な業務内容のうち主なもの	災害応急対策の体制
<p>災害応急対策等の体制整備</p> <p>水防本部設置の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防管理団体である各市町が行う水防業務が十分行われるようにする責任を有する(水防法 第3条の6) <p>災害対策本部設置の決定(災害対策基本法 第23条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときに、災害対策本部の設置を決定 <p>情報の収集及び伝達(災害対策基本法 第51条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害の日時・場所・原因・状況・特質、気象情報、河川水位、住民の安否、避難状況、被害情報、応急対策の状況等の収集及び必要な機関への伝達 <p>自衛隊災害派遣要請(自衛隊法 第83条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急措置のための自衛隊災害派遣部隊の派遣要請 <p>従事命令、保管命令等(災害対策基本法第71条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急教育、施設・設備の応急復旧、清掃・消毒等保健衛生措置、緊急輸送確保等の応急措置の実施に特に必要があると認めるときに行う、医療・土木建築工事関係者・輸送関係者への救助従事命令、近隣者への協力命令又は病院・飲食店への保管命令 <p>市町長への指示(災害対策基本法 第72条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために特に必要があるときに行う市町長への指示 <p>市町長の応急措置の代行(災害対策基本法 第73条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が応急措置を実施できないときの市町長の応急措置(第63条第1項、第64条第1項及び第2項、第65条)の代行 <p>他の都道府県の応援の要求(災害対策基本法 第74条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急措置の実施にあつた他の都道府県知事に対する応援要請 	<p>方針決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況、災害の特質等を踏ま <p>情報受伝達、広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波情報、地震情報等の市町 被害情報の収集と被害の全容 災害情報の広報 <p>救助、救援</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 食料供給、給水活動、生活必需医療、救護 広域医療救護班の派遣、関係機 県立病院での医療救護活動、 負傷者の搬送 医薬品及び救護資機材の確保、緊急輸送 緊急輸送用の車両、船舶、航空 緊急輸送路の確保 輸送拠点等の確保 道路、港湾等の応急復旧と交通 広域応援、拠点確保 他の市町へ応援の指示 自衛隊の災害派遣要請 消防庁への緊急消防援助隊の 相互応援協定等に基づく応援 広域応援等受け入れ体制・被災者ボランティア ボランティア活動に関する情報提 	<p>えた応急対策方針の決定</p> <p>や関係機関への伝達の把握</p> <p>品等供給</p> <p>関への広域医療救護班の派遣要請</p> <p>広域救護病院への医療救護要請</p> <p>血液の確保・輸送</p> <p>機等の調達</p> <p>の確保</p> <p>出動要請、広域航空消防応援の要請</p> <p>要請</p> <p>点の確保</p> <p>供の窓口の設置</p>	<p>水防本部の設置(本部長=知事)</p> <p>設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内に大雨に関する警報が発表されたとき 洪水または高潮等に対する危険があると認めるとき <p>災害対策本部の設置(本部長=知事)</p> <p>設置基準</p> <p>一般災害関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 県内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 大規模な火災又は爆発 災害を誘発する物質の大量流出 大規模な列車、航空機、船舶等の事故 その他重大な事故 <p>通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき</p> <p>震災関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき 県内で震度5弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 香川県に津波警報が発表されたとき

【2】具体的対応等について

県では、平成16年の台風災害以降、防災関係機関と協力しながら、様々な防災に関する施策を実施してきている。以下に施策の一部を示す。

(1)防災対策基本条例の制定

平成16年の台風災害による被害を教訓に、また、近い将来発生すると予測される南海地震に備え、県民、市町、県がそれぞれの役割(p100「防災対策の見直し」の表参照)を果たし、協働することにより、災害に強い県づくりを推進するための条例づくりに取り組むことにした。

(2)高潮等対策検討協議会の設置

台風16号による高潮被害を受けて、海岸保全施設整備の基本方針や災害に強いまちづくりについて協議した。H16.10.19～H17.3.15の間に、協議会を3回開催し、報告・提言をとりまとめた。(小委員会は海岸保全小委員会と防災まちづくり小委員会を各4回開催した。)協議会の提言を受け、「津波・高潮対策市町連絡協議会」を設置した。

(3)防災情報員の委嘱

災害時の市町から県への情報伝達を補完するため、県においても災害の状況を主体的に把握し、必要に応じて関係機関に情報提供することを目的に、県内各地に防災情報員を設置した。



(4)避難情報伝達システム整備

災害時に出される避難勧告などの避難情報について、携帯電話等のメールを使って情報伝達する避難情報伝達システムを開発・運営した。



(5) 道路災害情報検討会の開催

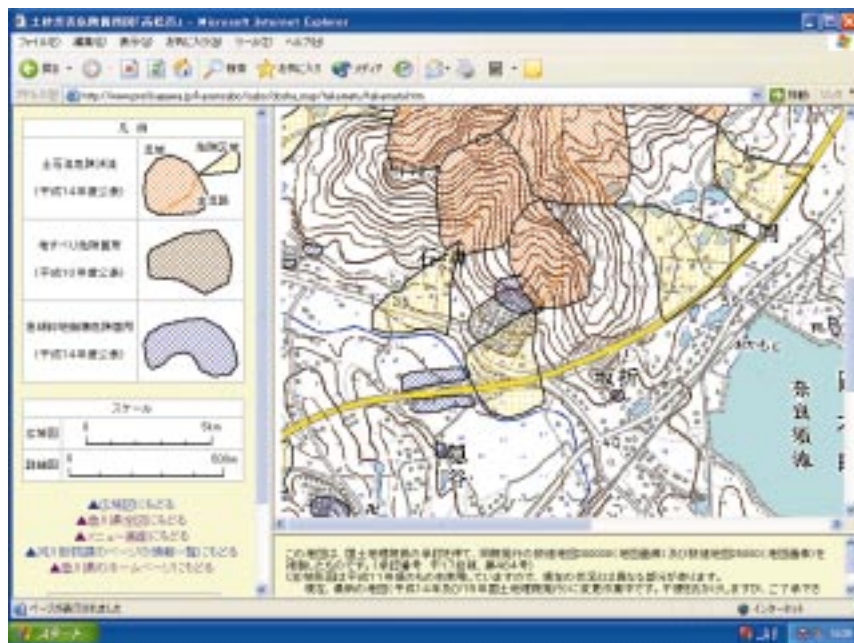
国、4県、JH四国、本四公団の道路交通情報連絡体制の見直し、これまでのFAXによる連絡の他、メールでの連絡や、通行規制時の解除予告の情報連携、道路情報システムの国・県の接続などを検討した。

(6) 高潮対策基礎情報図作成

ヒアリングによる台風16号時の浸水区域、台風23号時の浸水区域を示した図面を作成し、高潮災害に対するソフト及びハード対応の基礎情報を示した。

(7) 土砂災害危険箇所図のホームページ上での公開

以前から各点検要領に基づき選定していた土砂災害が発生する恐れのある箇所について、ホームページ上で公開した。



(8) 被災水位表示シールの設置

県民の防災意識の向上を図るとともに、住民の方々に早期避難の参考にしていただくため、昨年の台風16号などによる高潮災害時の被災水位や、台風23号などの洪水災害の被災水位を表すシールを県管理道路の照明灯や標識柱に設置した。



(9) 香川県建設業協会との「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」の締結

県が管理する公共土木施設や土地改良施設での地震災害、風水害、その他の災害に対して、一層、迅速かつ組織的な対応が講じられるよう、香川県建設業協会と「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」を締結した。